



- (6) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関する事。
- (7) 火気使用の制限及び禁止に関する事。
- (8) その他防火管理上必要と認める事項に関する事。

2 統括防火管理者は、消防本部等に対する全体についての消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。

(防火管理者の責務)

**第7条** 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる場合や防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

- (1) 防火管理者に選任又は解任されたとき
- (2) 消防計画を作成又は変更するとき
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
- (4) 火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- (5) 臨時に火気を使用するとき
- (6) 大量の可燃物を搬入するとき
- (7) 危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- (8) 避難通路の変更を行うとき
- (9) 用途（一時的含む。）を変更するとき
- (10) 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- (11) 催物を開催するとき
- (12) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- (13) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (14) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- (15) 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
- (16) その他火災予防上必要な事項

2 防火管理者は、統括防火管理者が作成するこの消防計画に適合するように事業所の消防計画を作成しなければならない。

### 第3章 予防管理対策

(避難施設の維持管理)

**第8条** 統括防火管理者は、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設について、次の事項を遵守し適正に維持管理する。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設の維持管理
  - ア 避難の妨害となる施設又は物品を設けないこと。
  - イ 床面は避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように維持すること。
  - ウ 避難口を設けるときは、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合に廊下、階段等の有効幅員を狭めない構造とすること。

(2) 安全区画、防煙区画の維持管理

ア 防火戸は確実に閉鎖できるように、その機能を保持し、閉鎖の障害となる物品等を置かないこと。

イ 防火戸に接近して、延焼の媒介となる可能性の物品等を置かないこと。

(3) 避難経路の案内

統括防火管理者は、防火管理者及び防火管理業務に従事する者に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図を掲出する。

(放火防止対策)

**第9条** 統括防火管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

(1) 建物内外の可燃物等の除去

(2) 物置、空室、雑品倉庫等の施設管理の徹底

(3) 挙動不審者への声掛け

(4) その他

(工事中の安全対策)

**第10条** 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、届出を行う。

2 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更、間仕切変更、内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

(建築物等の検査)

**第11条** 防火対象物における点検・検査は、次のとおり実施する。

(1) 防火対象物等の法定点検

ア 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物等の法定点検は、( )の責任により行う。

イ 各管理権原者、各防火管理者及び統括防火管理者は、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。

ウ 点検を実施する場合は、原則、各事業所の防火管理者が点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等の法定点検

ア 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検は、( )の責任により行う。

イ (1)イ及びウの規定は、(2)アの点検を実施する場合に準用する。

(3) 自主点検・検査

ア 各事業所の防火管理者及び火元責任者は、前各項に規定するもののほか、自主検査を実施する。

イ 自主検査の時期及び実施方法等は、各事業所の消防計画による。

(4) 点検・検査結果の記録

統括防火管理者は、法定点検及び自主点検・検査の結果について管理権原者の確認を適宜受けるとともに、その記録を3年間保管する。

(5) 不備欠陥等の改修

管理権原者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修を図る。

## 第4章 自衛消防活動等

(自衛消防活動)

**第12条** 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。

イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。

イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

(休日・夜間等における防火管理体制)

**第13条** 休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

(1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。

(2) 従業員時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。

(3) 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

(4) 休日、夜間の無人時の緊急連絡先\_\_\_\_\_

(消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導)

**第14条** 統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を\_\_\_\_\_に配置する。

(1) 防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建

具表等

- (2) 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
- (3) 緊急連絡先一覧
- (4) 防火管理維持台帳

## 2 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の\_\_\_\_\_に消防隊の誘導のための配置員を配置する。

## 第5章 震災対策等

(震災に備えての事前計画)

**第15条** 防火対象物の関係者は、震災に備えて次の事項を実施する。

### (1) 建築物等の点検及び補強

統括防火管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

### (2) 避難施設等の点検及び安全確保

統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

### (3) 資器材及び非常用物品の準備

各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、救助救護等の資器材及び非常用物品を準備し、維持管理する。

### (4) 警戒宣言発令時の対応措置

統括防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合には、各防火管理者に、消防計画に定める警戒宣言発令時の対応を行わせる。

また、東海地震予知情報に関して、館内放送等により在館者等へ伝達する。

### (5) 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、計画を改善していく取組み(PDCAサイクル)を行わせる。

(震災時の活動計画)

**第16条** 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

2 防火管理者は、事業所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。

3 被害のない事業所又は活動の終了した事業所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

## 4 初期救助・救護活動

(1) 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気

使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

(2) 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせる。

(3) 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。

#### 5 被害状況の把握等

(1) 統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況を把握し、防火管理者に周知する。

(2) 防火管理者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に周知する。

## 第6章 教育及び訓練

(教育)

**第17条** 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(教育の内容)

**第18条** 防火管理業務に従事する者に対する教育の内容は、次によることとする。

(1) 全体についての防火管理に係る消防計画の周知徹底

(2) 各事業所の責務等

(3) 自衛消防隊の編成とその任務

(4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

(5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

(6) (防災センターの役割とその重要性)

(7) 地震対策及びその他の災害等に関する事項

(8) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(訓練の実施計画)

**第19条** 統括防火管理者は、防火対象物全体についての自衛消防訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練実施の際は、実施前に「消火訓練等実施計画報告書」を、消防本部等へ提出する。

訓練項目	実施予定	訓練概要
総合訓練	月	消火・通報・避難誘導の訓練を連携させ総合的に実施

## 第7章 防火管理の委託

(防火管理業務の委託状況)

**第20条** 防火管理業務の一部又は全部を、別表2「防火管理業務の委託状況」のとおり委託する。

**附 則**

この消防計画は、                    年            月            日から実施する。





別表 2

## 防火管理業務の委託状況

( 年 月 日現在)

防火対象物	所在地	TEL					
	名称						
	管理権原者氏名						
受託者	氏名(名称)	TEL					
	住所(所在地)						
	担当事務所所在地、名称	TEL					
受託者の行う防火管理業務の範囲							
受託者の行う防火管理業務の方法	委託の方式	事項	平日・営業日		休日・休業日	摘要	
			公開・従業員時間内	公開・従業員時間外			
	常駐方式	常駐人員					
		常駐場所					
		管理(委託)区域					
		常駐委託時間帯					
	巡回方式	巡回回数					
		巡回人員					
		委託区域					
		委託時間帯					
	遠隔移報方式	現場確認員の待機場所					
		現場到着所要時間					
		管理(委託)区域					
		委託時間帯					
	委託契約の期間		契約期間満了後の措置				

備考 受託者が法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。